

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年10月12日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「特定の政策参与が作成し、就任以来、県知事へ提出しているという資料一切。あわせて特定の政策参与が就任して以来、勤務実績が分かる資料」の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として「令和2年4月1日以降、特定の政策参与が知事との面談で使用した資料」（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書は条例第7条第6号に定める不開示情報に該当することを理由として、令和3年10月25日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。当該政策参与の勤務実態が分かる資料については、出勤簿を本件開示請求に係る対象公文書として特定し、同日付で開示決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年11月15日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年1月17日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

不開示決定処分を取り消し、公文書の開示を求める。

2 審査請求の理由（要旨）

本件公文書が開示されないと、政策参与の職務の成果が把握できず、公金の使い道として適切だったかを検証できないため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

政策参与は、県政における重要課題の解決の促進に資するため設置され、知事が特に命ずる事項について調査研究し、知事に進言することを職務としている。その

身分は、特別職に属する非常勤職員であり、組織の指揮命令系統からは独立したもののとなっている。

政策参与による知事への進言は、実施機関において具体的な検討や意思決定が行われる前段階で県の政策等に関する自由な意見を述べるものであり、政策参与資料は、政策参与が調査研究の結果等を踏まえ、自らの個人的な見解を取りまとめたものとなっている。政策参与がその職務を遂行する前提として、調査研究や進言の過程における政策参与に対する他からの干渉、圧力等を排除し、自由かつ率直な進言をなし得る状況にあることが重要である。

政策参与の職務は、知事に進言することにとどまり、その内容を政策等に反映させるか否かは知事の判断によるものとなる。政策参与資料を公にした場合、政策参与個人としての見解を県の公式な見解と誤解・混同され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

政策参与が担当する事項は、県政の重要課題に関するものであり、社会全体での関心も高く、様々な意見が存在する。政策参与資料を公にすることにより、実施機関としての責任ではなく、政策参与個人としての責任を迫られる危惧を否定できず、率直な進言、意見交換が不当に損なわれるおそれがある。

政策参与資料は、その全体が政策参与の見解を示すものであり、一部を区分して不開示情報から除くことが不可能であるため、その全てを不開示とした。

また、政策参与の職務は知事からの特に命じられた事項について調査研究し、知事に進言することであり、その進言の内容如何によって成果を問われるものではない。

第5 審査会の判断

1 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定められたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の行政における内部情報の中には、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未成熟な情報が確定した情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、これらの情報については不開示とするものである。

2 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件公文書は、知事が県政の重要課題の解決に向けて施策等を検討するために政策参与が知事との面談で使用した資料であり、当該文書が公になると県の公式な見解と誤解・混同され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、率直な進言、意見交換が不当に損なわれるおそれがあることとして、条例第7条第6号に該当することを根拠に不開示としている。

実施機関の説明によると、政策参与の知事への進言は不定期で実施し、面談は通常、知事及び政策参与が対面で実施しているとのことであった。特定の政策参

与に関しては、就任以来、審査請求までに、オンラインによる面談1回を含む合計7回、知事と面談を行ったとのことである。

審査会において、本件公文書である面談資料全7回分について確認したところ、当該文書は、政策参与が担当する特定分野についての取り組みに係る提案資料であることが認められた。

政策参与の職務に照らせば、政策参与の知事への進言は、知事が県政の重要課題の解決に向けて政策等を検討するために行われ、実際の政策等に反映させるか否かは知事の判断であり、政策参与が知事との面談で使用する資料は内部検討資料として位置づけられるものである。こうした内部検討資料が公になると県の公式な見解と誤解・混同され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、政策参与の率直な進言、知事との意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。よって、実施機関が本件公文書を不開示とした判断は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年1月17日	諮問書受理
令和4年2月21日	審議（第332回）
令和4年3月16日	審議（第333回）
令和4年5月23日	審議（第335回）
令和4年8月18日	審議（第337回）
令和4年11月2日	審議（第339回）
令和4年12月22日	審議（第340回）